

# 千葉県報

定例  
令和3年4月27日

## 主要目次

- 地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託
- 海区域漁業調整委員会指示
- 千葉県漁業調整委員会指示第百三十六号
- 千葉県海区域漁業調整委員会指示第百三十七号
- 公告
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
- 建設業法に基づく処分
- 基本測量の実施(二件)
- 基本測量の終了
- 公共測量の終了(七件)
- 企業局公告
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
- 病院局公告
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等
- 特定調達公告
- 入札公告(四件)
- 落札者等の公告(四件)

## 告

## 示

### 千葉県告示第百七十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、本コンベンションセンター国際展示場に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所在	委託期間
株式会社幕張メッセ 代表 取締役 藤野達夫	千葉県美浜区中瀬二丁目 一番	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

## 海区域漁業調整委員会指示

千葉県海区域漁業調整委員会指示第百三十六号  
千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年四月二十七日

千葉県海区域漁業調整委員会会長 石井 春人

- 一 次の1から3までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行つてはならない。
  - 1 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - ア 天面漁港合せ灯標柱
    - イ 北緯三五度三分五〇秒、東経一四〇度五分二〇秒(日本測地系にあっては北緯三五度三分三〇秒、東経一四〇度五分三〇秒。以下、括弧内に示す緯度経度については同様に日本測地系のものとする。)の点
    - ウ 北緯三五度四分一〇秒、東経一四〇度六分(北緯三五度四分、東経一四〇度六分一〇秒)の点
    - エ 鴨川市天面と同市大海との境界標柱
  - 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - ア 漁業権基点南七十三号(鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱)
    - イ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度二分四〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度二分五〇秒)の点
    - ウ 北緯三五度六分一〇秒、東経一四〇度四分二〇秒(北緯三五度六分、東経一四〇度四分三〇秒)の点
    - エ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一分五〇秒(北緯三五度六分三〇秒、東経一四〇度一分六分)の点
    - オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一分七分四〇秒(北緯三五度六分四〇秒、東経一四〇度一分七分五〇秒)の点
    - カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一分一〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度一分二〇秒)の点
    - キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一分五〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二分)の点
    - ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一分四分四〇秒(北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一分五〇秒)の点
    - ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二分三〇秒(北緯三五度七分、東経一四〇度二分四〇秒)の点
    - コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二分五〇秒(北緯三五度七分一〇秒、東

經一四〇度二分)の点  
 北緯三五度七分五〇秒、東經一四〇度二分一〇秒(北緯三五度七分四〇秒、東經一四〇度二分二〇秒)の点  
 北緯三五度八分三〇秒、東經一四〇度二分三〇秒(北緯三五度八分二〇秒、東經一四〇度二分四〇秒)の点  
 北緯三五度九分五〇秒、東經一四〇度二分一〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東經一四〇度二分二〇秒)の点  
 北緯三五度一分、東經一四〇度二分五〇秒(北緯三五度九分五〇秒、東經一四〇度二分)の点  
 北緯三五度九分五〇秒、東經一四〇度二分四〇秒(北緯三五度九分四〇秒、東經一四〇度二分五〇秒)の点  
 北緯三五度一分、東經一四〇度二分四〇秒(北緯三五度一分五〇秒、東經一四〇度二分五〇秒)の点  
 漁業権基点南七十九号の点(夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱)  
 3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域  
 ア 北緯三五度四一分五三秒、東經一四〇度四五分四〇秒(北緯三五度四一分四一秒、東經一四〇度四五分二秒)の点(磯見川河口中心点)  
 イ 北緯三五度三九分四〇秒、東經一四〇度四七分四〇秒(北緯三五度三九分二〇秒、東經一四〇度四七分五〇秒)の点  
 ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東經一四〇度四四分一〇秒(北緯三五度三八分五〇秒、東經一四〇度四四分二〇秒)の点  
 エ 北緯三五度二九分五〇秒、東經一四〇度四八分五〇秒(北緯三五度二九分四〇秒、東經一四〇度四九分)の点  
 二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。  
 1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市観崎灯台中心点とを結んだ線以北の海面において、一人一日当たり三キログラム以内  
 2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内  
 三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。  
 四 この指示の有効期間は、令和三年八月一日から令和四年七月三十一日までとする。

千葉海区漁業調整委員会指示第二百三十七号  
 千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
 令和三年四月二十七日  
 千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春人

一 採捕の制限  
 千葉県海面においては、うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。)を採捕してはならない。ただし、二に掲げる者であつて、千葉海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)がうみがめの採捕の承認(以下「承認」という。)を行ったものについては、この限りでない。

二 承認の対象  
 承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。  
 1 試験研究の用に供しようとする者  
 2 増殖の用に供しようとする者  
 3 その他委員会が特に認めた者

三 承認の条件  
 委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。  
 1 承認を受けた者は、採捕したうみがめ(標本及び剥製を含む。)を販売してはならない。  
 2 その他委員会が必要と認める事項

四 承認証の携帯  
 承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

五 承認の取消し  
 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

六 取扱要領  
 この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。

七 指示の有効期間  
 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

公 告  
 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、

設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る令和四年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

第一 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

一 施行令第六十七條の四第一項(施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者

二 施行令第六十七條の四第二項(施行令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者

第二 資格審査の基準日

入札参加資格のない者が随時に申請を行う場合の資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類

一 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調査、契約実績調査及び許認可調書(以下「申請書等」という。)を印刷しなければならない。

三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合には、納税証明書、法人の登記事項証明書、身分証明書等又は印鑑証明書の提出を省略することができる。

- 1 申請書等
- 2 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
- 3 財務諸表(審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)
- 4 納税証明書(全ての千葉県税並びに審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者については、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。)

業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、県内に営業所等を有しない者については、全ての千葉県税の納税証明書を省略することができる。)

5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書

6 申請者が個人である場合にあっては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書

7 印鑑証明書(法人にあっては、代表者のものとする。)

8 営業に関する許可、認可等を必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し

9 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21(一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。)の認証を取得している者については、当該認証に係る登録証等の写し

10 障害者法定雇用率達成者については、障害者雇用状況報告書の写し

11 技術者の資格免許等取得状況一覧表

12 使用印鑑届兼委任状(別記様式)

第四 資格審査の電子申請の時期

資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。

第五 電子申請等に用いる言語等

一 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなが若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL(ホームページのアドレスをいう。以下同じ。)については、この限りでない。

二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

第四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。

第六 資格審査及び等級区分  
知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札に参加する資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。

- 一 製造又は販売の実績
- 二 経営規模
- 1 自己資本の額

2 生産設備の額

3 常勤職員数

三 経営状況

1 流動比率

2 営業年数

四 その他

1 国際規格等の取得状況

2 障害者雇用状況

第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間

一 第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者(以下「入札参加資格者」という。)については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、知事が指定する日から令和四年三月三十一日までとする。

二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。

第八 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。

第九 事業協同組合等(官公需)についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特例

一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿

2 組合員名簿

3 適格組合(事業協同組合等)のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては、これを証する書類

二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。

第十 変更等の届出

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL

三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名

四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名

五 代理人

六 届出の印鑑

七 希望業種(第一希望業種は変更できない。)

第十一 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

1 第一の一若しくは二に該当することとなつたとき、又は営業に關し必要とされる許可、認可等を失つたとき。

2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。

1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

3 民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和四年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な

関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(一一三三) 一一一一

別表

等級別	審査数	値
A級	七十点以上	
B級	四十点以上七十点未満	
C級	四十点未満	

別記様式

(その1)

千葉県警察本部  
知事 局長  
警察局長  
千葉県教育委員会 教育長

使用印鑑届兼委任状

年 月 日

申請区分	
商号区分	

所在地又は住所  
登記上の所在地  
又は住民票上の住所  
〔 〕  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印

使用印

1 使用印鑑届

私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
\*実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はつきりと押印してください。

2 委任事項

私は、次の者を代理人と定め、  
私から  
までの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。  
この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

代理人使用印

所在地又は住所  
商号又は名称  
受任者 職 氏 名

記

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
  - (2) 復代理人選任に関する一切の権限
  - (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
  - (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
  - (5) 共同企業体の結成、共同企業体結成後の契約の締結に関する一切の権限(建設工事のみ)
  - (6) その他前各号に附帯する一切の権限
- その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項

- 1 使用印及び代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
- 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は、営業所等許可を受けた建設業に限りです。

(その2)

使用印鑑 兼 委任状

年月日

申請区分	
商号区分	

千葉県知事 兼 局長  
 千葉県庁 教育長  
 千葉県教育委員会 教育長

所在地又は住所  
 (登記上の所在地)  
 (又は住民票上の住所)

商号又は名称  
 代表者職氏名

兼印

使用印

- 1 使用印鑑届  
 私は、次の印鑑を入れ、見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
 \*実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。  
 印鑑は、はつきりと押印してください。

- 2 委任事項  
 私は、 から までの入札参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

建設業法に基づく処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第二号及び第七号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。  
 令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 商号 株式会社アクアテックス
- 二 主たる営業所の所在地 佐倉市上志津一、七六〇番地一一号
- 三 代表者の氏名 田中健
- 四 許可番号 千葉県知事許可(般一三〇)第五二四八三号
- 五 取消しに係る建設業の種類 許可に係る全ての建設業
- 六 取消年月日 令和三年三月三十日
- 七 処分の原因となった事実 平成二十九年九月十四日に佐倉簡易裁判所から、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四十四条の規定により前記法人の役員を罰金刑に処する旨の略式命令があり、これが確定した。また、前記法人は、平成三十年一月二十六日に

た建設業許可申請において、欠格要件に該当するにもかかわらず、欠格要件に該当しないとして虚偽の申請を行い、平成三十年四月二十四日、不正の手段によって建設業の許可を受けた。これらのことが、建設業法第二十九条第一項第二号及び第七号に該当する。

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。  
 令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 二 作業期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 県内全域

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。  
 令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(空中写真撮影及びオルソ作成)
- 二 作業期間 令和三年四月二十六日から令和四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 野田市

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は令和三年三月二十四日に終了した旨通知があった。  
 令和三年四月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 二 作業期間 令和二年四月一日から令和三年三月二十四日まで
- 三 作業地域 県内全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和三年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。